

農畜産物の6次産業化・ブランド化を支援します

市は、今年度も、市内のチャレンジする農業者を支援するための補助金の募集を開始します。これまでも補助金を使って、加工施設を整備し、果物や野菜、乳の加工品の開発などが行われています。

いずれも、対象は次のいずれかに当てはまる人①市内に住民登録があり、市内で農業を営む個人②市内に所在を置く農業法人③構成員の過半数が市内に住民登録のある農業者で構成される団体——です。

問い合わせは、農林課（☎027-321-1317）へ。

6次産業化等推進事業補助金

市内で生産された農畜産物から新たな加工品を開発し、その加工から販売までを行う取り組みを支援します。農業者だけで行う事業や、農業者と商工業者が連携して行う事業が対象です。

対象となる取り組み

●市内で生産される農畜産物を活用して新しい加工品を開発し、原材料となる農畜産物の生産から加工・販売までを行う取り組み ●市内で生産される農畜産物のブランド化を確立するための取り組み

補助金額

●ハード事業＝補助対象となる経費の5分の4以内（上限1,000万円） ●ソフト事業＝補助対象となる経費の5分の4以内（上限200万円）※1

※1今年度から補助率改定

新商品の開発にチャレンジする農業者を支援

申請は4月28日まで。事前の相談が必要

申請期間は、4月28日(金)までです。事業内容や計画の分かる資料を用意して、事前に農林課へ相談してください。

ブランド商品開発事業補助金

市内で生産された農畜産物や加工品のブランド化・新商品の開発などの取り組みを支援します。農業者だけで行う事業や、農業者と商工業者が連携して行う事業が対象です。



対象となる取り組み

●市内で生産される農畜産物や加工品のブランド化を推進するための取り組み ●ブランド化を目標とした新たな農畜産物や加工品の開発

補助金額

●ソフト事業＝補助対象となる経費の5分の4以内（上限200万円）※2

※2今年度から補助率改定

申請は通年で受け付け。事前の相談が必要

申請は通年で受け付けています。事業内容や計画の分かる資料を用意して、事前に農林課へ相談してください。予算が終了した時は申請を受け付けできない場合があります。

犯罪の被害に遭った人やその家族を支援します

犯罪の被害に遭った人やその家族を支援するための「高崎市犯罪被害者等支援条例」が、4月1日から施行されます。市は、これに伴い、犯罪被害を受けたことによる困りごとや心配ごとなどを相談できる相談専用ダイヤルを開設しました。

さらに、犯罪被害によって、家族を失った人や1か月以上の重傷病を負った人へ支援金を給付する他、安定した居住・雇用のために、関係機関とも連携。高崎・高崎北の両



高崎・高崎北の両警察署と連携・協力協定を締結

犯罪被害者等支援条例が4月1日から施行

警察署とも情報を共有しながら、支援を行っていきます。

詳しくは、人権男女共同参画課（☎027-321-1228）へお問い合わせください。

相談専用ダイヤル

●電話番号＝☎027-321-2173 ●日時＝月～金曜日、午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

●費用＝無料 ●その他＝秘密は厳守します

被害者への支援や理解をお願いします

犯罪の被害に遭った人やその家族が再び安心して暮らしていくためには、市民や事業者など周囲の支援が必要です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

空き家の管理・解体・活用に助成します

4月3日(月)から申請を受け付け

市は、総合的な空き家対策事業として、空き家の管理・解体・活用に助成を行っています。今年度も引き続き下表のとおり実施。市内の空き家問題の解決・改善に取り組みます。今年度から制度8の要件を緩和し、5年以上使われていない空き家を対象とします。

申請の受け付けは、4月3日(月)からです。各制度によって、対象になる空き家の要件や提出書類、申請方法が異なります。必ず事前にご相談ください。予算額に達した時は、助成を終了します。

問い合わせは、建築住宅課空き家対策専用電話（☎

027-321-1314）か、行政書士高崎事業協同組合空き家対策専用電話（☎080-8090-0222）へ。



飲食店や事務所などに生まれ変わった空き家

制度の種類	制度の概要	上限額	
制度1 空き家管理助成金	建物の管理を委託した場合や敷地内の除草など、空き家を管理するためにかかった費用の2分の1を助成	20万円	
制度2 空き家解体助成金	周囲に危険を及ぼす恐れのある、10年以上使われていない老朽化した空き家を解体するためにかかった費用の5分の4を助成	100万円	
制度3 空き家解体跡地管理助成金	制度2を利用して、空き家を解体した敷地の除草などにかかった費用の2分の1を助成	20万円	
制度4 地域サロン改修助成金	空き家を高齢者や子育て世代などが気軽に利用できるサロンとして改修する場合、改修費用の3分の2を助成	500万円	
制度5 地域サロン家賃助成金	空き家をサロンとして借りの場合、家賃の5分の4を助成	月額5万円	
制度6 空き家活用促進改修助成金	10年以上使われていない空き家を居住目的で購入する場合、改修費用の2分の1を助成	倉淵・榛名・吉井地域	500万円
		上記以外の地域	250万円
制度7 定住促進空き家活用法賃助成金	居住するために、倉淵・榛名・吉井地域に立地する空き家を借りの場合、家賃の2分の1を助成	月額2万円	
制度8 空き家事務所・店舗改修助成金	5年以上使われていない空き家を改修し、事務所や店舗を営業する場合、改修費用の2分の1を助成	500万円	

注意 ●市では、市内の空き家の紹介は行っていません
●空き家を解体・改修することにより、固定資産税などが増額になる場合があります

住宅の改修に最大20万円を助成します

7月3日(月)から受け付け開始



外壁を塗り直した住宅

などの改修や修繕・模様替えなどで、20万円以上の

市は、市民が自宅の改修や修繕を行う場合に最大20万円を助成しています。対象となる工事は、市内の業者が施工する住宅の屋根や外壁・水回り・内装

費用がかかるものです。工事にかかる費用の3割を助成します（上限20万円。所得制限があります）。助成回数は、1世帯につき1回だけです。助成を受けるには、工事を発注する前に2回申請が必要です。1回目の申請受け付けは、7月3日(月)から8月31日(木)までです。対象要件や提出書類、申請方法など詳しくは、広報高崎6月1日号でお知らせする予定です。

問い合わせは、建築住宅課（☎027-321-1266）へ。